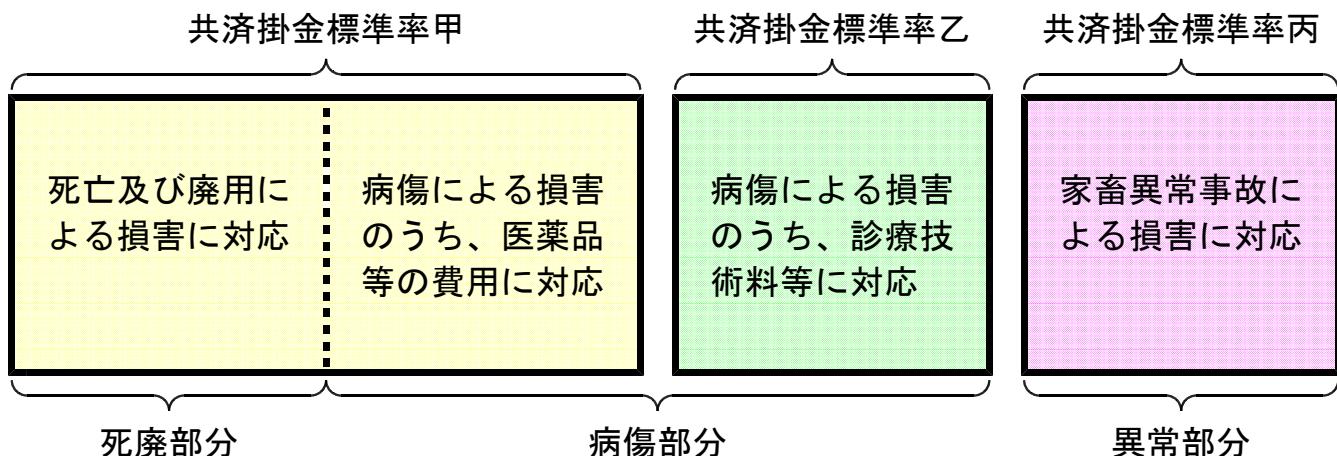


# 家畜共済の共済掛金標準率（イメージ図）

## 家畜共済の共済掛金標準率

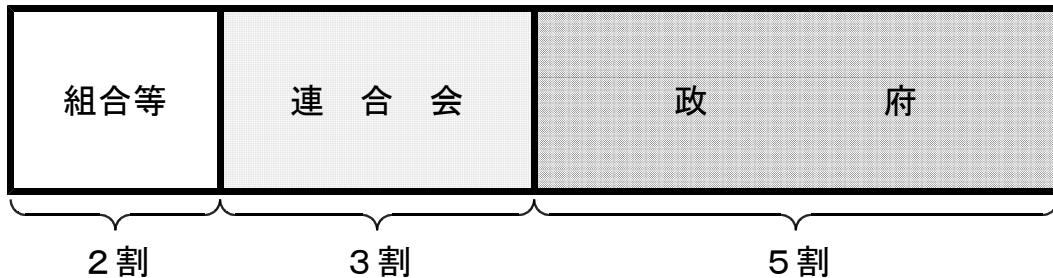
- ・ 家畜共済の共済掛金率は組合等が設定。
- ・ 農林水産大臣は、共済掛金率の下限となる率（＝共済掛金標準率）を告示。
- ・ 共済掛金標準率は、対象となる損害別に、次の3つの区分（甲、乙、丙）に分けて告示。



（注）「家畜異常事故」とは、家畜の法定伝染病や、激甚災害法等の天災による死亡及び廃用事故のことであり、一度発生すると被害が大きい事故のことである。

## （参考） 家畜共済の責任分担図

被害の発生態様について年次間変動が小さい家畜共済では、損害が起きた場合の支払責任は下図の歩合再保険方式により分担。



（注）家畜異常事故の場合は、全額政府が責任を負担